令和元年８月

但陽信用金庫

当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまへ
～住宅ローン等のご融資のお取り扱い開始について～

平成３０年８月に法令が改正され、信用金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では、令和元年６月開催の通常総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では、令和元年８月１３日より営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等の融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または本支店にお気軽にお問合わせください。

記

１．今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の営業地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結された方
・不動産会社等と宅地または住宅の売買契約
・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、下記照会先または本支店にお問合わせください。

２．当金庫の営業地区
養父市、朝来市
神崎郡神河町・市川町・福崎町
姫路市（旧飾磨郡家島町を除く）
たつの市、揖保郡太子町
高砂市、加古川市、加西市
加古郡稲美町・播磨町、明石市
三木市、小野市、加東市、西脇市
神戸市西区・垂水区

※ 右記地図の色ぬりの地区です

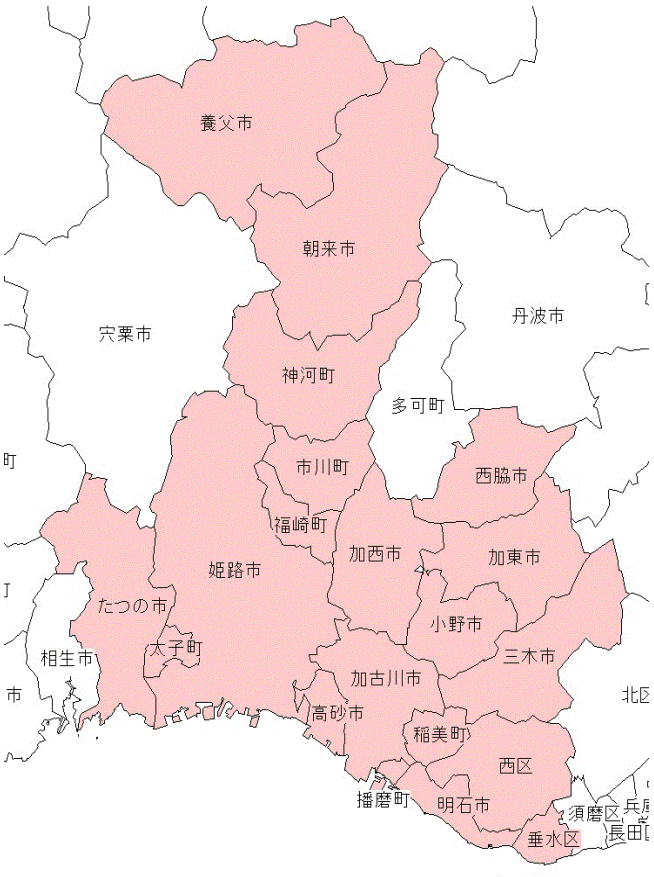

３．本件についての照会先
但陽信用金庫　審査部（電話 ０７９－４２２－７７２１）

以上